

寺下智香オフィシャルファンクラブ会員規約

第 1 条 (目的)

この規約（以下「本規約」といいます。）は、プロボウラー寺下智香の活動をサポート・応援することを目的として、神戸六甲ボウルが組織・運営する寺下智香オフィシャルファンクラブ（以下「本会」といいます）に関して、第 3 条に定める会員（以下「会員」といいます）による利用の一切に適用されるものとします。

第 2 条 (会員規約、及びサービスの変更)

本会は、本規約及び本会が会員に提供するサービス（各種の特典を含みます。以下「サービス」といいます）内容を会員の事前の同意を得ることなく、本会の裁量により会員の不利益にならない範囲で随時変更することができ、会員はこれをあらかじめ了承するものとします。

第 3 条 (会員)

1. 会員とは、次の各号の条件を満たし、本会指定の手続きによる入会申込みを行い、本会が入会を認めた方とします。

- ① 入会申込に際して、所定の年会費を納入された方
- ② 日本国内に居住し、国内郵便等で配送が可能な方
- ③ 本規約に同意いただいた方
- ④ いわゆる暴力団その他反社会的組織の構成員や関係者でない方
- ⑤ 商業目的ではないこと
- ⑥ オンライン又は店頭で所定の入会手続きが可能な方

2. 会員は、入会の申し込みの時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。

3. 入会申込は、会員証を受領されたことにより手続きの完了とします。

4. 入会申込完了の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。ただし、当該手続き完了後に会員が次の各号に該当していることが判明した場合、本会は当該会員の申込みを取消することができるものとし、その場合は第 15 条第 4 項の定めにより年会費を返却しません。

- ① 入会申込内容に虚偽の記載等がある場合
- ② 入会申込者が実在しない場合
- ③ 本人の承諾なくして他人が入会申込をした場合
- ④ 過去に本会が提供するサービスにおける会員資格を取り消された実績がある場合
- ⑤ その他、会員として不適切であると本会が認める場合

第 4 条 (会員有効期間)

会員資格の有効期間は、本会が定めるシーズン年度（5月1日から翌年4月30日迄）を当該期間年度内とします。シーズン年度途中の入会であっても有効期間は当該シーズン年度内とします。

第5条（会員証の発行）

- 1.本会が、第3条に基づく入会申込者の入会を承認する場合、会員証を発行し、これを会員に提供します。会員証は、その裏面に会員の氏名が記載された本人に限り利用可能とし、会員は、サービスの利用に際して必ず提示するものとします。提示がない場合、サービスを受けることができません。
- 2.会員は、会員証の紛失・盗難等の場合、直ちに第21条記載の「神戸六甲ボウル 寺下智香オフィシャルファンクラブ事務局」宛てに連絡するものとします。会員証の紛失・盗難等に伴い、会員が希望する場合、別途定める再発行手数料を当該希望者にご負担いただくことにより、本会は会員証を再発行いたします。ただし、この場合会員番号は当該再発行前の会員番号と異なる場合があるものとします。
- 3.前シーズン年度に続き、翌シーズン年度も継続して会員申込・年会費を納入された会員については、新たな会員証を発行せず、当該会員証を継続して使用できるものとします。

第6条（通知）

本規約及び本会の事項に関する本会から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き本会の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール・各種案内等の郵便、その他本会が適切と判断する方法により案内することとし、その効力は通知を発信した時点から生じるものとします。

第7条（会員証、地位の譲渡禁止）

会員は、会員証・会員番号及び本規約に基づく本会の会員としての地位を、会員を含む第三者（以下「第三者」といいます）に対して、譲渡・貸与・売買・使用許諾・名義変更・担保に供与することはできないものとします。

第8条（登録内容の変更等）

- 1.会員は、入会申込時に本会に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等の内容に変更が生じたときは、速やかにその内容を本会所定の方法により、第21条記載の「神戸六甲ボウル 寺下智香オフィシャルファンクラブ事務局」宛に届け出ることとします。
- 2.会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、本会から送付する送付物の住所変更手続きには細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとします。
- 3.入会申込時の届出内容及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、

それが原因となり発生する情報・送付物等の不到達その他の不利益に関して、本会は一切の責任を負いません。

4.2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、本会では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止いたします。

第9条（退会）

1.会員は、所定の手続を行うことにより本会を退会することができます。

2.会員が退会手続を行ったときは、手続完了の時点から本会に基づく会員としての諸権利を失うものとします。

第10条（免責事項）

1.会員は、サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、本会に対し何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

2.サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもって解決するものとし、本会は一切の責任を負わないものとします。

3.会員は、他者の行為に対する要望・疑問、又はクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理・解決するものとします。

4.本会は、本会及びサービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任を負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

5.本会以外の第三者が、会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、本会はいかなる責任を負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

6.天変地異や法令・行政指導・事故等によりサービスを提供することができない場合、何らかの原因によるウェブサイトの不具合により通信が中止された場合等により発生した会員の損害に対し、本会はいかなる責任を負わないものとします。

第11条（使用許諾等）

本会の提供するサービスにおいて、本会が提供する全てのコンテンツに関する権利は本会が保有しています。したがって本会への入会は会員に対し、本会が保有する特許権・商標権・著作権・営業秘密・ノウハウその他、知的財産権の実施又は使用を許諾するものではありません。

第12条（禁止事項）

会員は次の行為を行わないものとします。

- ①本会及びサービスの内容に関する著作権・商標権・肖像権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- ②第三者の財産・プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- ③第三者になりすまして本会に入会する行為
- ④他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- ⑤特典等を第三者に販売する行為
- ⑥本会又は第三者を誹謗中傷する行為
- ⑦本会又は第三者に不利益を与える行為
- ⑧本会の運営を妨げるような行為
- ⑨申込書・申請書などの提出書類等において、虚偽の内容を記載、あるいは虚偽の報告をする行為
- ⑩本会及びサービスを利用して営利又は宗教等の特別な目的を有する行為及びその準備を目的とした行為
- ⑪前各号の他、本規約又は法令・公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為、その他会員としてふさわしくない行為
- ⑫前各号の行為を第三者に行わせる行為

第 13 条（損害賠償）

会員は、本会の利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により本会又はその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとします。

第 14 条（強制退会）

1. 会員が以下に該当する場合、本会は何らの通知をすることなく、その会員を退会させることができるものとします。退会後は本会会員資格を喪失するものとします。

- ①会員が本規約に違反した場合
- ②本会が電話・FAX・電子メール・郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
- ③第三者により会員番号が不正に使用されている場合、又はそのおそれがあると本会が認める場合
- ④第 3 条に定める会員資格の取消事由に該当するおそれがあると本会が認める場合
- ⑤その他、本会が必要と判断した場合

2. 退会後は本会会員資格を喪失するものとし、年会費は返却しません。

第 15 条（会費、サービス利用料金の支払）

1. 会員は、第 4 条の有効期間に対応する本会が別途定める年会費を本会の定める方法により

本会の定める時期までに支払うものとします。

2.前シーズン年度から翌シーズン年度に会員を継続する場合は、本会指定の手続きによる入会申込みを行い、別途定める年会費を本会の定める方法により本会の定める時期までに支払うものとします。

3.本会が年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、本会は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。

4.本会は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。

第 16 条（本会の閉会）

1.本会は、1 ヶ月前までに会員に対して告知することにより、本会の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

2.本会が前項の措置をとることにより会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を行わないものとします。

第 17 条（個人情報）

1.本会は、会員に対する情報（会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報（以下これらを総称して「会員情報」という。）を取得することとし、会員情報の保護に必要なかつ適切な措置を講じることとします。

2.本会における会員情報の取り扱いについては、神戸六甲ボウルプライバシーポリシー、その他法令を遵守するものとします。

第 18 条（会員情報の利用目的）

会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

- ①本会における特典等商品を発送すること
- ②本会の商品、サービス等本会に関するお知らせを会員宛に電子メール・郵便又は本会の業務委託先より送付すること
- ③本会及び本会の業務委託先から、会員にとって有益であると本会が判断する情報を会員宛に電子メール・郵便等により送付すること

第 19 条（会員情報の第三者への提供）

本会は、法令に基づく場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、本会が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（本会が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとします。

第 20 条（法律の適用及び裁判管轄）

- 1.本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- 2.本規約に関して、本会と会員との間で紛争が生じた場合は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（規約についての問い合わせ）

この規約についての問い合わせや、この規約に基づく通知は、次の宛先へ行うものとします。

「神戸六甲ボウル 寺下智香オフィシャルファンクラブ事務局」

〒657-0035 兵庫県神戸市灘区友田町 5 丁目 2 番 1 号 神戸六甲ボウル

TEL：078-841-3151(10：00～17：00) FAX：078-811-3392

ホームページ <https://www.rokkobowl.co.jp> メールアドレス info@rokkobowl.co.jp

2021 年 5 月 1 日制定